

議案第 94 号

所沢市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

所沢市行政組織条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成23年11月29日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

市行政の効率的な運営を図るため、組織機構の整備を行いたく、本案を提案するものである。

所沢市行政組織条例の一部を改正する条例

所沢市行政組織条例（平成20年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中

市民経済部	<ol style="list-style-type: none">1 コミュニティの推進に関する事。2 戸籍及び住民基本台帳に関する事。3 市民相談に関する事。4 広聴に関する事。5 情報公開及び個人情報保護に関する事。6 消費生活に関する事。7 計量に関する事。8 国民健康保険に関する事。9 国民年金に関する事。10 交通安全に関する事。11 商工業及び観光に関する事。12 勤労者の福利厚生に関する事。13 農業及び畜産に関する事。
-------	--

を

市民部	<ol style="list-style-type: none">1 コミュニティの推進に関する事。2 戸籍及び住民基本台帳に関する事。3 市民相談に関する事。4 広聴に関する事。5 情報公開及び個人情報保護に関する事。6 消費生活に関する事。7 計量に関する事。8 国民健康保険に関する事。9 国民年金に関する事。10 交通安全に関する事。
-----	---

産 業 経 済 部	<ol style="list-style-type: none">1 産業の振興に関する事。2 商業に関する事。3 工業に関する事。4 農業に関する事。5 観光に関する事。6 勤労者に関する事。
-----------	---

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。